

豚熱の特定家畜伝染病防疫指針が改正されました！

令和4年12月23日付けで豚熱の特定家畜防疫指針（指針）が改正されました。今回の改正でのポイントは、家畜伝染病予防法第50条（法50条）によるワクチンの使用許可及びワクチン管理体制等に係る要件を満たすとして**県の認定を受けた「認定農場」**においては、県の開催する**講習を受講する等必要な要件を満たすとして県に登録された「登録飼養衛生管理者」**によるワクチン接種が可能になるということです。

改正後の指針の詳細については、以下のHPで詳細をご確認ください

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-8.pdf

（農林水産省のトップページから、キーワード「特定家畜防疫指針」で検索）

なお、「認定農場」になるための施設要件や提出書類の内容、「登録飼養衛生管理者」になるための研修内容及び研修会の開催時期等、詳細については、後日改めてお知らせいたします。各農場におかれましては、事前に指針をご一読いただき、自農場での今後のワクチン接種体制についてご検討ください。

改正後に追加された主な項目

「認定農場」での「登録飼養衛生管理者」によるワクチン接種

認定農場では、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、登録飼養衛生管理者に限り、ワクチン接種を行わせることができる

認定農場：飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して
県知事が認定する農場

登録飼養衛生管理者：適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して県知事が登録する
飼養衛生管理者

家畜伝染病第50条に基づくワクチン使用許可

豚熱ワクチンの使用には、法50条に規定する県知事の許可が必要です。認定農場に所属する登録飼養衛生管理者は法第50条に基づく許可申請に際し、ワクチンの厳格な管理のため、使用・報告等に係る要件（使用量の記録及び報告、資材の適切な処理、使用済ワクチン瓶の県への返却等）を満たす必要があります。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679